

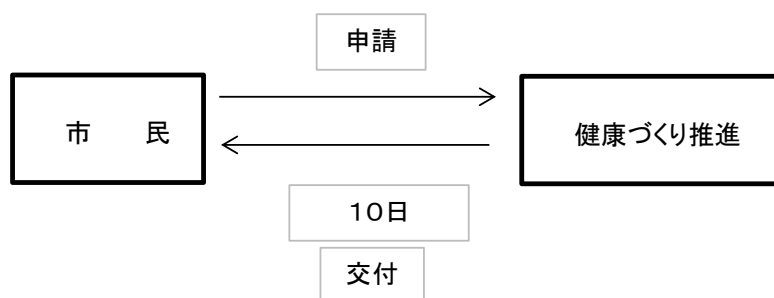
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 142

| | | |
|-------------|---|-----|
| 処 分 名 | 養育医療券の再交付 | |
| 処 分 の 概 要 | 養育医療券を再交付する。 | |
| 根 拠 法 令 名 | 松山市母子保健法施行細則(平成10年規則第29号) | |
| 条 項 | 第5条第1項 | |
| 所 管 課 | 健康づくり推進課 | |
| 経由機関での処理期間 | なし | |
| 所管課での処理期間 | 10日 | |
| 標 準 処 理 期 間 | 計 | 10日 |
| 審 査 基 準 | 松山市母子保健法施行細則(平成10年規則第29号)第5条第1項に該当すること。 | |
| 【根拠法令等】 | 松山市母子保健法施行細則(平成10年規則第29号) 第5条 交付を受けた医療券を紛失し、又はき損し、若しくは著しく汚損したことにより医療券の再交付を受けようとする者は、養育医療券再交付申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。この場合において、その申請が医療券をき損し、又は著しく汚損したことを原因とするときは、併せて当該医療券を提出しなければならない。 | |

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。